

住民監査請求に係る請求人の陳述

日時：令和8年3月23日（月）午前9時00分から

場所：浜田市役所5階 第1委員会室

1 住民監査請求の要旨

浜田市長は、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下「市社協」という）に対し、「社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「本要綱」という）」に基づき、毎年度約1億円の補助金を支出している。しかし、本要綱第4条の「事務局長の設置に必要な経費」への補助は、行政の指導監督権を放棄した違法・不当な支出である。さらに、この補助金が交付された市社協「本所拠点区分」から、民間と競合する「介護保険事業拠点区分」へ、直近4年間で約8,360万円もの資金が「繰入金」として流用され、赤字補填（実質的な官製ダンピング）に使われている。これらの支出は、地方自治法第2条第14項（最少経費・最大効果の原則）、同第232条の2（公益上の必要性）、および市長の善管注意義務に著しく違反する違法な財務会計行為であるため、その是正と損害の補填を求める。

(1) 請求の対象となる財務会計上の行為

ア 令和6年度「浜田市社会福祉協議会補助金」に係る公金の支出
（補助金額：95,318,000円）

イ 令和7年度「浜田市社会福祉協議会補助金」に係る公金の支出
（補助金額：101,821,000円）

※住民監査請求の対象となる行為等

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得・管理・処分
- (3) 契約の締結・履行
- (4) 債務その他の義務の負担
- (5) 公金の賦課・徴収を怠る事実
- (6) 財産の管理を怠る事実

2 請求人の陳述